

居宅介護支援事業所さくら

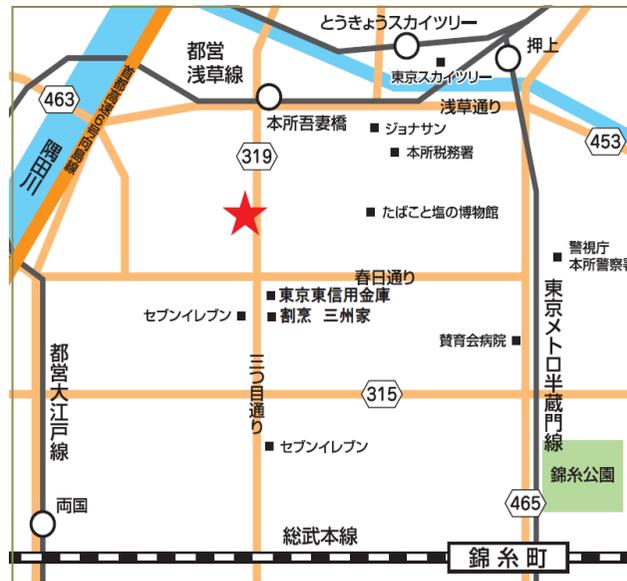
ご案内



事業所番号：1370705327

◆関連事業所◆
訪問看護ステーションさくら～本所吾妻橋～
電話：03-5637-7320
FAX：03-5637-7321

居宅介護支援事業所さくら



〒130-0005 東京都墨田区東駒形3-4-8

- 都営浅草線「本所吾妻橋」駅 徒歩 5分
- 東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー」駅 徒歩 13分
- 東京メトロ銀座線「浅草」駅 徒歩 13分

- 営業日：月曜日から金曜日
(ただし12月28日～1月3日を除く)
- 営業時間 午前8時45分～17時45分

電話番号：03-5637-7234

F A X：03-5637-7321

私たちの理念

利用者様にとってやさしい医療、介護を
追求し、安心して地域で暮らし続けてい
ただけることを目指します。

利用者様やそのご家族が地域で四季を感じ
ながら何気ない生活が続けられるようお手
伝いをできたらという思いをこめて、「訪問
看護ステーションさくら」を2017年9月
に開設いたしました。

利用者様・ご家族の立場に立ち、地域に根ざ
した良質のケアを提供し続けられるように、
今回居宅介護支援事業所を始めることに
いたしました。

居宅介護支援事業所ではありますが、介護保
険の枠にとらわれず、生活する中での様々
なご相談もうかがい、少しでも地域で暮らす利
用者様・ご家族のお役に立ちたいと考えてい
ます。

居宅介護支援事業所とは

居宅介護支援事業所とは、都の指定を受けた介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる事業所です。介護サービスを受けるために必要な「要介護認定」の申請代行や、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼する際の窓口となります。

事業内容

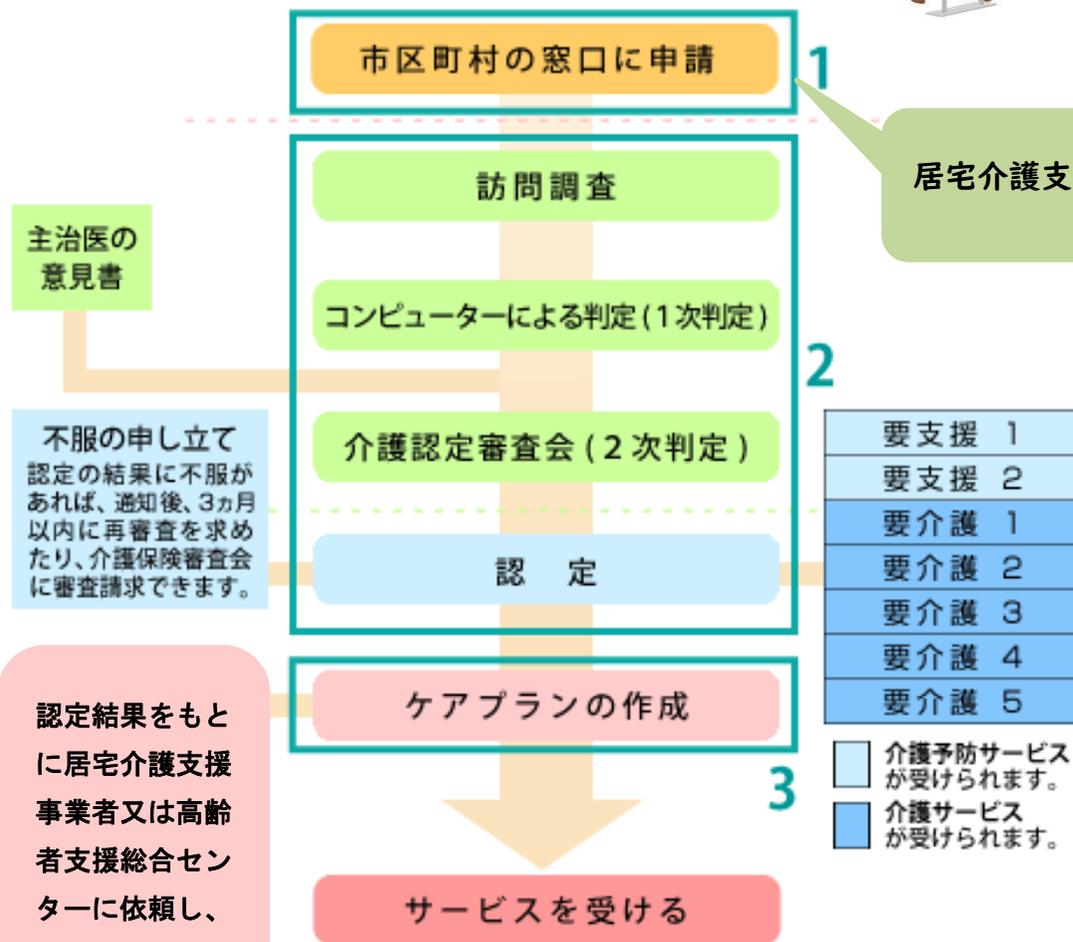
- ◆ 居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成
- ◆ 訪問介護や通所リハビリテーションなど、他のサービス事業者との連絡や調整
- ◆ 要介護認定の申請代行
- ◆ その他、介護に関するご相談

費用

居宅サービス計画の作成、介護保険の申請代行などのサービスには自己負担は一切ありません。実際に介護保険サービスを利用した場合、使った分の1割～3割の自己負担分をご負担いただきます。



サービス利用までの流れ



居宅介護支援事業所で

主治医の
意見書

不服の申し立て
認定の結果に不服があれば、通知後、3ヵ月以内に再審査を求めたり、介護保険審査会に審査請求できます。

認定結果をもとに居宅介護支援事業者又は高齢者支援総合センターに依頼し、本人の希望にそった介護(介護予防)サービス計画を作成します。

介護支援専門員は、利用者様・ご家族のご希望や心身の状態などから、適切な在宅サービスが利用できるように、居宅介護サービス事業者（訪問介護や通所介護事業所など）との連絡調整を行い、居宅サービス原案を作成し、サービス担当者会議を開催して、ケアプランを完成させます。
ケアプランの変更はいつでもできます。